

広島県告示第八百二十二号

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する令和六年度の数値（以下「数値」という。）を広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第十四条第三項の規定によって、次のとおり定めた。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分		住宅の名称		位 置		数 値		備 考	
公営住宅		県営引野住宅	県営熊野住宅	福山市引野町南一丁目	安芸郡熊野町	○・八七七二	○・八二七二	一〇一号館に適用	一〇一号館に適用
						○・九〇三三	○・九五三三		
		四八号館から五四号館までに適用	一号館から五号館までに適用	○・九〇三三	○・八二七二	一〇一号館に適用	一〇一号館に適用		
		○・八七七二	○・九五三三	一〇一号館に適用	一〇一号館に適用				